

明石市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業にかかると事業者の指定の基準並びに人員、設備及び運営等に関する基準について

1 事業者の指定の基準について

次のいずれかに該当するときは、介護保険法（以下「法」という。）第115条の45の5第1項に規定する指定を受けることができません。

- ① 申請者が法人でないとき。
- ② 指定申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、明石市が定める基準を満たしていないとき。
- ③ 申請者が、明石市が定める基準に従って、適切な予防専門訪問型サービス、生活援助訪問型サービス又は予防専門通所型サービスの事業の運営をすることができないと認められるとき。
- ④ 申請者が、法及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2各号に定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑤ 申請者が、介護保険法施行令第35条の3各号に定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑥ 申請者が、法第70条第2項第5号の3に規定する保険料等について、当該指定申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
- ⑦ 申請者が、法第115条の35第6項又は法第115条の45の9第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
- ⑧ 申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第126条の3第1項各号に定めるもの（以下「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第126条の3第2項各号に定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第126条の3第3項各号に定めるもののうち、当該申請者と省令第126条の3第4項に規定する密接な関係を有する法人をいう。）が、法第115条の45の9第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び

当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、省令第140条の16第1項に規定する場合を除く。

- ⑨ 申請者が、法第115条の45の9第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条第1項の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定手続要綱第9条第2項の規定による事業の廃止の届出（以下「廃止の届出」という。）をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該廃止の届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ⑩ 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ⑪ 申請者が、指定申請前5年以内に居宅サービス等、予防専門訪問型サービス、生活援助訪問型サービス又は予防専門通所型サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ⑫ 申請者の役員等に、次のいずれかに該当する者がいるとき。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 第10号に規定する期間内に廃止の届出があった場合において、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該廃止の届出の日から起算して5年を経過しないもの
 - ウ 第4号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者
- ⑬ 申請者又はその代表者その他の役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるとき。

2 人員、設備及び運営等に関する基準について

(1) 予防専門訪問型サービス

予防専門訪問型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準については、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「旧基準省令」という。）」に規定する介護予防訪問介護に係る規定の例によるものとします。

ただし、書類の保存年限については、サービス提供の完結の日から5年（旧基準省令では2年）とします。

(2) 生活援助訪問型サービス

生活援助訪問型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準については、下表の内容を除き、予防専門訪問型サービスに係る基準と同じとします。

項 目		予防専門訪問型サービス (旧基準省令)	生活援助訪問型サービス (緩和された基準)
人員基準	管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	事業所ごとに専従の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ⇒「常勤」でなくても可
	従事者	事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。	事業所ごとに置くべき従事者（訪問介護員等又は市長が指定する研修修了者をいう。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。 ⇒「常勤換算 2.5 以上」でなくても可 ⇒「市長が指定する研修（※1）修了者」の従事も可
	サービス提供責任者等	事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、予防専門訪問型サービスの利用者）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。	事業所ごとに、訪問型サービスに従事するもののうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。ただし、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護又は予防専門訪問型サービスと一体的に運営する場合であって、サービス提供責任者を配置している場合は、サービス提供責任者を訪問事業責任者とすることができる。 ⇒「訪問事業責任者」（介護福祉士その他の資格（※2）を有していなくてもよい）の配置も可

※1 明石市生活援助訪問型サービス従事者養成研修、兵庫県介護予防・生活支援員とみなす研修、ホームヘルパー3級養成研修

※2 介護福祉士、介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者、3年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修課程を修了した者 など

(3) 予防専門通所型サービス

予防専門通所型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準については、旧基準省令に規定する介護予防通所介護に係る規定の例によるものとします。

ただし、書類の保存年限については、サービス提供の完結の日から5年（旧基準省令では2年）とします。

3 その他

平成30年4月の中核市移行に際し、指定居宅サービス等に係る基準との整合を図るため、一部基準を改正する場合があります。